

④社会面（モデル性）の検証

国のモデル地域には国の制度変更を求める責務もあり事実そうしてきた。ドイツの経過を踏まえ熱利用を優遇する制度変更を求める方が日本の農山村地域の創生に資する。

存するので、冷静な分析が必要である。



諸外国や国内の先進事例をうのみにしてはいけない。再生可能エネルギーは地域特性にかなり依

（3）手続きの検証
バイオマス産業戦略室の設置経過は、バイオマス産業都市構想の具体化強化であり具現化を推進していくために総合的推進組織の「しもかわ推進会議」、町民との共同推進組織の「環境未来都市推進町民会議」、外部評価機関である「しもかわ評議委員会」を推進組織として位置づけている。

しかししながら、これまでに当該推進組織の会合が持たれていないことは明らかであり、町民説明会・意見交換会の開催時期、手法が適切だつ

たか。また、専門性・事業性が高い事業について専門家による第三者チェックが必要と思うがこれらについても実施していない。パブリックコメントにおいてもしかりである。

分解消、払拭されていとは言い難い。そのことが多くの町民が持つ疑問や不安となつてゐるのが現状である。

（1）施設の誘致に依存していいなか。
（2）環境未来都市構想として普及啓発の視点から導入になつていなか。

（3）規模の適切さ、導入時のメリット、デメリット、リスクを冷静に評価しているか。

（4）後戻りできない事業（F I T制度は20年間で終了、その後の対応の主体と責任）だけに十分すぎる検討（町）

地域の将来を左右すると言つても過言でない。当特別委員会は、限られた期間の中、前述した効果の検証、社会面の検証、手続きの検証等を踏まえ本町の森林バイオマス地域熱電併給事業の導入に関しては不明な点も多く、十分時間をかけることが肝要であり、現行計画には不備があると判断した。

環境モデル都市、環境未来都市構想の基本となつたのは地域外に流失している資源を地域内で循環し還元することにあるが、現在進めようとする熱電併給事業は大きな政策転換であり、以下の点が十

るか。

地域エネルギー政策にとつて再生可能エネルギーへの取り組みは、



委員会報告書を議長に提出（6月9日）